

新見市教育委員会 12月定例会 会議録 【公開用】

1 日 時 平成30年12月13日(木) 午後3時30分から

2 場 所 新見市役所南庁舎 1階会議室1B

3 出席委員の職・氏名

教 育 長	城井田 二 郎
職務代理人	小 野 貴美江
委 員	住 本 克 彦
委 員	松 井 健 一
委 員	溝 尾 妙 子

4 欠席委員の職・氏名 なし

5 説明のため出席した者の職・氏名

教育部長	安 藤 暢 重
教育総務課長	高 瀬 広 視
学校教育課長	上 田 博 文
生涯学習課長	田 邊 純 孝
教育総務課庶務係長	三 村 真 司

6 記 録

午後3時30分 着 席

(平成30年12月13日(木) 午後3時30分から午後4時42分)

## 1 開 会

## 2 教育長あいさつ

## 3 前会会議録の承認

高瀬課長 (新見市教育委員会 1 1 月定例会会議録により、前会会議録の承認、議案 2 件、協議・報告 6 件等について説明を行う。)

城井田教育長 前会会議録は承認と決し、次に教育長報告に移ります。

## 4 教育長報告

城井田教育長 (前会の教育委員会以降の主な行事、会議等について報告を行う。)

それでは、事務局報告をお願いします。

## 5 事務局報告

各事務局員 (教育部長、生涯学習課長、学校教育課長、教育総務課長の順に報告を行う。)

城井田教育長 それでは、「6 議事」に移ります。  
「議第 3 8 号」の説明をお願いします。

## 6 議 事

議第 3 8 号 平成 3 0 年度要保護・準要保護児童生徒就学援助の承認について

上田課長 議第 3 8 号 平成 3 0 年度要保護・準要保護児童生徒就学援助者の申請認定について説明させていただきますので、資料をご覧ください。今回は追加申請で、申請のあった世帯数は 3 世帯、児童生徒数は 6 名です。資料 2 ページに詳細を記載しておりますが、新見市就学援助規則における基準である生活保護基準額の 1. 5 倍以下という基準で算定したところ、2 世帯 4 名が該当となり、基準額の 1. 5 倍超として 1 世帯 2 名が非該当となりました。この資料は後ほど回収します。以上です。

城井田教育長 ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員 (無しの声)

城井田教育長 無いようですので、新見市就学援助規則第 6 条の規定に基づき、この 2 世帯について認定することとし、議第 3 8 号は承認とします。  
次に「議第 3 9 号」の説明をお願いします。

議第 3 9 号 平成 3 0 年度要保護・準要保護児童生徒就学援助（新入学学用品費入学前支給）の承認について

上田課長	議第39号 平成30年度要保護・準要保護児童生徒就学援助（新入学学用品費入学前支給）の承認について説明させていただきます。これは、先般の定例教育委員会で報告したとおり、これまで新入学学用品についても入学後にそれぞれ支給していたものを、事前に支給することで準備段階で使うことが出来るようになるものです。資料1ページをご覧ください。申請数は、65世帯70名で、来年度小学校1年生になるものが37名、中学校1年生になるものが33名の申請がありました。資料2ページに詳細を記載しておりますが、新見市就学援助規則における基準である生活保護基準額の1.5倍以下という基準で算定したところ、認定基準に該当したものが56世帯60名で、小学校、中学校それぞれ30名でした。基準に該当しなかったものが9世帯10名でした。この資料も後ほど回収します。以上です。
城井田教育長	ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。
松井委員	平成31年度の入学生についても、平成30年度の就学援助ということになるんですね。
上田課長	支給年度で書いています。ただ、31年度入学者ということで申請は受け付けています。
松井委員	わかりました。
城井田教育長	来年度は、通常の募集はあるのですか。申請受付の広告はあるのですか。
上田課長	これまでどおりの申請はあります。来年度の申請は、平成30年の所得額が基準になります。今回の申請は、平成29年の所得額が基準になります。
城井田教育長	基準となる所得額の対象年が変わることで、食い違いが出ることの予想はしていますか。
上田課長	世帯収入は年によって変わるので、対象が変わる可能性はあると思います。
城井田教育長	入学前支給を実施することで、保護者の方々は入学前に負担が減ると思うので、制度的には前に進んだと考えています。事務的に課題が出た時は、対応方よろしく申し上げます。 外に委員の皆様から何かご質疑がありますか。
各委員	（無しの声）

城井田教育長

無いようですので、新見市就学援助規則第6条の規定に基づき、この56世帯について認定することとし、議第39号は承認とします。  
次に「議第40号」の説明をお願いします。

議第40号 指定学校変更申請の承認について

上田課長

議第40号 指定学校変更の申請の承認について説明させていただきますので、資料をご覧ください。今回、2世帯計3名の申請が出ています。1番の児童ですが、近々家庭の都合で転居する予定があり、それに先立って転居先の学校への指定校変更を希望するものです。2番と3番は兄弟ですが、家庭の事情により転居したものの、生活環境や学校生活を変えない方が本人のためになるとの判断から、引き続き現学校への通学を希望するものです。以上です。

城井田教育長

ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員

(異議無しの声)

城井田教育長

無いようですので、議第40号は承認とします。  
次に「報第38号」の報告をお願いします。

報第38号 「新見市運動部活動の在り方に関する方針」の策定について

上田課長

報第38号 「新見市運動部活動の在り方に関する方針」の策定について報告させていただきますので、資料をご覧ください。12月に策定したもので、策定に至る経緯ですが、昨年度末、国から部活動の在り方に関するガイドラインが示されました。部活動の在り方や、子ども達の健康状態を考えてのもの、教職員の働き方等を踏まえたもので、続いて岡山県が本年9月にガイドラインを示しました。国のガイドラインに準じて県がつくったもので、これを踏まえ市町村教育委員委員会が運動部活動の在り方に関する方針を策定し、それを踏まえ学校が各校毎の方針を定め実施していくという流れです。来年度4月1日からこの方針を運用していくので、各中学校に対し年内には教委から方針を提示し、3学期中に各学校の方針を定めてもらい4月からの運動部活動に適用することとします。策定の趣旨は、生徒にとって望ましいスポーツ環境の構築、運動部活動が地域や学校、競技種目に応じた多様な形で最適に実施されることを目指したものです。要点としては、運動部の過熱や時間的なものです。平日を2時間程度、休日は3時間程度というガイドラインを出しています。休養日の設定についても、本市では既にやっているのですが、平日1日、土日はどちらか1日、週2日の休養をガイドラインで示しました。併せて、朝練についても原則しないという方向でガイドラインを出しています。後は学校で、適切に運動部活動がされるよう運動部の設置の考え方や地域との連携、大会参加が過熱して子どもと保護

者の負担にならないよう見直し等を求めたもの、特に本年は熱中症のことが多くありましたので、安全管理や事故防止についてもガイドラインに書いています。今後のスケジュールですが、このガイドラインに従い、各校が適正な運動部活動設置を考え、体制をどのようにしていくかを踏まえた活動方針を3学期中に作成し、最終的にはホームページに公表し、地域や保護者に周知します。この方針もホームページに掲載します。来年度はこの方針に従い進める中で、実態を把握しながら必要があれば改善していきます。以上です。

城井田教育長

ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

住本委員

スポーツ庁がガイドラインを示し、県のガイドラインも見ることがあったのですが、それぞれのガイドラインを網羅し、特に6番目の安全管理と事故防止についても強調しており、非常に素晴らしい方針だと思います。

松井委員

今回、報告事項ということですが、こういった方針やガイドラインというものは、協議してどうこうするものではなくて、事務局でつくって学校現場に通達し、私たち委員は報告を受けその内容については特にはコミットしないという考え方で良いのでしょうか。今回は運動部活動についての方針ですが、全国的な動きをみると文化部の活動についても運動部と同じような状況にあるということで、在り方についてガイドラインが策定されると認識しているのですが、同じようなものが出されるのでしょうか。要望としては、出来ればこのような膨大で冊子形式の資料については、会議の前に示してもらえれば目をとおして会議に臨めますので、よろしくお願いします。

上田課長

ボリュームのある資料なので、事前にお配りすべきであったと反省しています。ガイドラインですので、目をとおしていただくと気になるところは改善していきたいと思います。今回は国から県、県から市町村へとガイドラインが示された流れの中でしたので、それぞれに準じてつくらせていただきました。因みに本市で独自に記載したのは、朝練の部分のみです。今後については、出し方について検討させてください。文化部についても話題には出ていますので、国、県の動きに併せて対応したいと考えています。

松井委員

了解しました。

城井田教育長

今までは学校に任せていたところなので、そこへどこまで教育委員会が入介入するのかということが学校現場、特に現場の先生は意識しているところだと思います。事務局としては、校長会を通じて各学校の意見聴取を繰り返し行っただうえで進めていきたいと考えています。子ども達の

健康のこと、先生方の勤務のこともありますが、この地域は今の時期は午後5時には暗くなっているのので、冬季はほぼ活動できない期間になっています。それを補うために朝練習をといることを実践してきているので、抵抗感がある可能性があると考えています。今年はこの状態でお知らせいただき、来年度は改めて調査したうえで諮らせていただきたいと思いますと考えています。

外に委員の皆様から何かご質問がありますか。

各委員

(無しの声)

城井田教育長

無いようですので、次に「報第39号」の報告をお願いします。

報第39号 平成30年度新見市特別支援教育支援委員会の報告について

上田課長

報第39号 平成30年度新見市特別支援教育支援委員会の報告について報告させていただきますので、資料をご覧ください。開催日は、11月5日(月)と19日(月)の二日間行いました。結果の概略ですが、審査該当幼児・児童・生徒数は73名です。小学校への入学に係る審議数は12名で、1名は通常学級、10名は支援学級、1名は支援学校へという結果でした。中学校への入学に係る審議数は4名で、3名が支援学級、1名が支援学校へという結果でした。その他の在学者の指導結果ですが、小学校の審議数47名、中学校の審議数10名ということで、支援学級への継続や転級についてそれぞれ審議を行いました。この判定通知を基に、在籍校と保護者が面談協議等を行い、幼児・児童・生徒の来年度の就学について合意形成を図ることとします。最終的には保護者や学校が決定します。以上です。

城井田教育長

ただいまの報告について委員の皆様から何かご質問がありますか。

松井委員

たまたま対象になった児童・生徒が、支援学級等のある学校への入学予定者あるいは在籍者だったということでしょうか。小さい学校なら支援学級のないところの、在籍児童や入学予定者もいますよね。そういった子で、審議の対象になったとか、その結果がどうであったかということはないのでしょうか。

上田課長

全ての学校に支援学級があるわけではないので、そのような子もいます。通常学級において診断を受けたとか、発達検査等で軽度障害が判明したお子さんもいらっしゃいます。それらの子には、就学指導をやっていきますので、毎年審査対象に上がってきます。その子に一番望ましい教育の場は、どこなんだろうという検討を行います。その学校に支援学級がない場合は、保護者の理解も進んでおり、支援学級のある学校への指定校変更が増えてきています。

松井委員

わかりました。小さい学校で、学級までは設けられないけど支援教室

といった取り組みもありますよね。特別な支援を必要とする児童・生徒がだんだんと増えてきているといった報告も読ませていただいていますので、その子その子に一番適当な教育体制を組んであげられるようになれば良いと感じました。

城井田教育長 外に委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員 (無しの声)

城井田教育長 無いようですので、次に「報第40号」の報告をお願いします。

#### 報第40号 新見美術館の指定管理者の指定について

田邊課長 報第40号 新見美術館の指定管理者の指定について報告させていただきますので、資料をご覧ください。現在の指定管理期間が平成31年3月31日をもって終了することを受け、指定管理評価委員会で非公募により管理者を指定することが決まりました。公の施設指定管理者選定委員会において審査を経て、公益財団法人新見美術振興財団が良好な管理が出来ていると判断し、引き続き同法人を指定管理者とする議案を、市議会に上程しています。詳細については、資料をご覧ください。以上です。

城井田教育長 ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員 (無しの声)

城井田教育長 無いようですので、次に「報第41号」の報告をお願いします。

#### 報第41号 新見市哲西鯉が窪湿原等の指定管理者の指定について

田邊課長 報第41号 新見市哲西鯉が窪湿原等の指定管理者の指定について報告させていただきますので、資料をご覧ください。これも現在の指定管理期間が平成31年3月31日をもって終了することを受け、指定管理評価委員会で非公募により管理者を指定することが決まり、公の施設指定管理者選定委員会において審査を経て、株式会社アクティブ哲西が良好な管理が出来ていると判断し、引き続き同法人を指定管理者とする議案を市議会に上程しています。詳細については、同じく資料をご覧ください。以上です。

城井田教育長 ただいまの報告について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員 (無しの声)

城井田教育長 無いようですので、次に「報第42号」の報告をお願いします。

報第42号 新見市大佐山田方谷記念館の指定管理者の指定について

田邊課長

報第42号 新見市大佐山田方谷記念館の指定管理者の指定について報告させていただきますので、資料をご覧ください。これも現在の指定管理期間が平成31年3月31日をもって終了することを受け、指定管理評価委員会で非公募により管理者を指定することが決まり、公の施設指定管理者選定委員会において審査を経て、大佐山田方谷記念館管理組合が良好な管理が出来ていると判断し、引き続き同組合を指定管理者とする議案を市議会に上程しています。詳細については、同じく資料をご覧ください。以上です。

城井田教育長

ただいまの報告について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員

(無しの声)

城井田教育長

無いようですので、次に「報第43号」の報告をお願いします。

報第43号 新見市大佐体育施設の指定管理者の指定について

田邊課長

報第43号 新見市大佐体育施設の指定管理者の指定について報告させていただきますので、資料をご覧ください。これも現在の指定管理期間が平成31年3月31日をもって終了することを受け、指定管理評価委員会で非公募により管理者を指定することが決まり、公の施設指定管理者選定委員会において審査を経て、株式会社ポリテックが良好な管理が出来ていると判断し、引き続き同法人を指定管理者とする議案を市議会に上程しています。詳細については、同じく資料をご覧ください。以上です。

城井田教育長

ただいまの報告について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員

(無しの声)

城井田教育長

以上で議事は終了しました。

7 閉 会

城井田教育長

12月定例教育委員会をこれで閉会します。  
長時間ありがとうございました。

(閉会時刻)

(午後4時42分)